

# 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の 学生に対する 2022 年度【後期】授業料免除について

2022 年 8 月 22 日 学生支援課

2022 年度【後期】授業料免除において、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を事由とする申請を下記のとおり受け付けます。

大学が実施する授業料免除は、大学院生および 2019 年度以前入学の学部学生を対象としており、2020 年度以降入学の学部学生は（一部の場合※<sub>1</sub>を除き）「高等教育の修学支援新制度」（以下、新制度）により支援を行うことを原則としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件に該当する場合、2020 年度以降入学の学部学生でも申請可能です（新制度採用済または申請予定の者も併願可）。新制度とは要件が異なるため、新制度の要件を満たさない場合でも認定されることがあります。

※1 授業料の納期前 6 か月以内（新入生は入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる場合

## 1. 申請要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の①②の基準をいずれも満たすこと。

① 家計支持者が、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる※<sub>2</sub>）を提出できること

または、

家計支持者の事由発生後の所得※<sub>3</sub>が事由発生前と比較し 1/2 以下となっていること

② 事由発生後の世帯の所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準の範囲内であること※<sub>4</sub>

※2 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、社会福祉協議会の「緊急小口資金」など。

「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を事由とする授業料免除申請において認められる公的支援の例」（[https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/R4s\\_shienrei.pdf](https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/R4s_shienrei.pdf)）を参照すること。

ただし、「特別定額給付金」「子育て世帯への臨時特別給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

※3 事由発生後の所得を証明する書類（2. 提出書類参照）を基に算出することとし、原則直近 3 か月（2022 年 1・2・3 月）分を 4 倍したものとする。ただし、事由発生が 2021 年であれば、2021 年の所得が事由発生前と比較して 1/2 となっている場合も、要件を満たしているものとする。これに抛り難い場合は個別に相談すること。

※4 授業料免除申請要領一式の中の「授業料免除の家計評価・成績評価について」で大まかに計算可

## 2. 提出書類

各申請要領にある必要書類すべてに加え、以下の書類

- ①（利用している場合のみ）国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の写（上記枠内参照）
- ②（給与所得者の場合必須）家計支持者の直近 3 か月の給与がわかる給与明細の写または勤務先が作成した「（様式 8）賃金等支払証明書」
- ③（給与所得者以外の場合必須）「（様式 14）新型コロナウイルス感染症の影響による減収申立書」

※ただし、2021 年の所得がコロナ禍の影響を受けていれば、②を源泉徴収票の写、③を確定申告書の写に代替可  
（いずれも 2021 年分）

（裏面に続く）

### 3. 申請期間

通常の申請の場合と同様です。詳細は申請要領を参照してください。※期限厳守

2022年9月20日（火）～9月30日（金）17:15

### 4. 注意事項

- 前記提出書類の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。
- 学部学生で新制度の要件も満たしていると思われる場合は、**必ず新制度に申請したうえで**この授業料免除に申請してください。（秋の定期採用は9月下旬までに申込要領掲載予定）
- これは国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により特別に実施されるものであり、2022年度後期における授業料免除のみを対象としています。2023年度前期以降に実施する場合は別途周知します。今後、新たに国からの措置がない限り、大学が実施する授業料免除は従前の要件に戻ります。
- 外国人留学生は本学の授業料免除では原則として独立生計者に準じて扱っています。申請者本人の日本でのアルバイト収入（または、家計支持者が日本在住の場合はその所得）が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、**1. 申請要件**に該当する場合は、この授業料免除に申請可能です。減収前後の収入状況について、それぞれ証明書類を提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による申請であっても、通常の申請と同じ審査のうえで免除判定を行いますので、必ずしも免除となるわけではありません。納入の準備は事前に行っておいてください。

<本件問い合わせ先>

一橋大学 学生支援課 奨学事業係

電話：042-580-8117（平日 8:30～17:15）

メール：scholarship@ad.hit-u.ac.jp